

<h3>建築（建設）承認申請書</h3> <p>都市計画法第37条第1号の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（申請先）茨木市長</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: right;">氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p>		<p>※ 手数料欄</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>手数料</p> <p style="text-align: right;">円</p> <p style="text-align: right;">収納済</p> <p>係員</p>
開発許可年月日及び番号	年 月 日 茨木市指令 第 号	
建築物又は特定工作物の敷地の所在及び地番	茨木市	
予定建築物の用途		
承認を要する理由		
申請代理者住所氏名	TEL ( ) <span style="float: right;">㊟</span>	
※茨木市受付欄	※ 承 認 欄	
	<p>茨木市指令 第 号</p> <p>この申請は、下記の条件を付けて承認します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">茨木市長</p>	
※ 条 件 欄		
<p>条 件</p> <p>都市計画法第36条第3項の規定による工事完了公告の後、建築基準法に基づく完了検査を受けること。</p> <p>（教 示）</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告として（訴訟において茨木市を代表する者は茨木市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>		

（注）※印の欄は、記入しないでください。